

熊本県環境センターエコロジスト・リーダー派遣制度設置要項

（目的）

第1条 熊本県環境センターエコロジスト・リーダー派遣制度設置要項（以下「要項」という。）は、学校や市町村等が実施する環境に関する学習会、自然観察会、行事など（以下「学習会等」という。）にエコロジスト・リーダー（以下「リーダー」という。）を派遣することにより、地域における快適な環境の保全及び創造に関する知識の普及や意識の高揚を図るとともに、環境教育の推進に資することを目的とする。また、派遣によりリーダーが多くの経験を積むことでその能力を向上させることを目的とする。

（委託）

第2条 熊本県環境センター所長（以下「所長」という。）は、環境保全、自然環境、生活環境等に関する普及啓発業務に関し、リーダーで組織する団体（以下「委託団体」という。）に業務を委託する。

（派遣の対象）

第3条 県内の小・中・高等学校その他の各種学校、市町村等が実施する学習会等で、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- （1）熊本県内で開催されるもの
- （2）受講者が20人程度以上の学習会等であること
- （3）政治、宗教及び営利を目的としたものでないこと

（派遣の申請）

第4条 リーダーの派遣を希望するものは、学習会等の実施予定日の一月前までに、熊本県環境センターにエコロジスト・リーダー派遣申請書（別記様式1）を提出するものとする。

（派遣の決定）

第5条 熊本県環境センターは委託団体と申請書の内容を協議し、派遣することが適当と認めたときは、エコロジスト・リーダー派遣決定書（別記様式2）により申請者に通知するとともに、その写しを委託団体に送付するものとする。

（実施報告書）

第6条 派遣されたリーダーは、学習会等を実施した日から10日以内に、その概要をエコロジスト・リーダー派遣実施報告書（別記様式3）に記載し、委託団体を經由して、熊本県環境センターに報告しなければならない。

（委託団体の義務）

第7条 委託団体は、派遣体制の整備、資材の購入及び管理等、派遣を円滑に実施するために必要な準備をしなければならない。

（リーダーの義務）

第8条 リーダーは、職務上知りえた秘密を他人に漏らし、又は派遣の目的以外のために利用してはならない。派遣終了後も同様とする。

附則

この要項は、平成１７年４月２１日から施行する。

附則

この要項は、平成２４年５月８日から施行する。

附則

この要項は、令和元年６月２０日から施行する。

附則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。